

### 江田島市企業立地奨励制度スケジュール

手続の内容	1年目				2年目				3年目				4年目				5年目				6年目				7年目			
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
1 【奨励事業者の指定の申請】	→ 工事着工の1月前までに申請																											
2 指定の決定	→																											
3 工事の着工	→				} 工事の進捗状況により異なります																							
4 工事の完了【工事完了届】 ※1																												
5 操業の開始【操業開始届】																												
6 固定資産課税評価基準日									○ 固定資産税課税(企業立地奨励金)				○ 固定資産税課税(企業立地奨励金)				○ 固定資産税課税(企業立地奨励金)				○ 固定資産税課税(企業立地奨励金)				○ 固定資産税課税(企業立地奨励金)			
7 固定資産税支払									→				→				→				→				→			
8 奨励金基準日					→ 操業を開始した日から1年経過後の最初の1月1日現在において、6月以上市内に住所を有する者を3名以上、常勤で雇用				○				○				○				○				○			
9 【各奨励金の交付申請】 ※2													→				→				→				→			
10 各奨励金の交付決定 ※2													→				→				→				→			
11 【各奨励金の請求】 ※2													→				→				→				→			
12 各奨励金の交付 ※2													▶				▶				▶				▶			

【 】は事業者から市へ申請又は届出が必要

※1 工事完成が1月1日を過ぎた場合は、交付年度が1年先となります。

※2 1回目の奨励金の交付は、企業立地奨励金、新規雇用奨励金、施設整備奨励金及び土地取得奨励金。2回目から5回目は企業立地奨励金のみ。